

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター 医療従事者の負担軽減及び処遇改善に資する計画

項目	対象	現状・課題(2024)	具体的な取り組み内容(2024)	2024年度実績
医師の当直体制の見直し	医師	当直中に対応が多かった場合、十分な勤務間インターバルが確保できず、医師の負担となっている。	・当直翌日の勤務について、柔軟な働き方の選択と負担軽減への対応として、「業務等に即した勤務時間制度」の活用及び代償休息制度を創設するよう、医療局病院経営本部人事課と引き続き調整を進める。	・「業務等に即した勤務時間制度」を一部改正し、8月から同月内に2日間で15時間30分となる勤務時間の組別を追加することで、制度を活用し易く、柔軟な働き方に対応できる体制を整えた。 ・年休等の取得以外に職務に専念する義務の免除として10月から代償休息制度を整え、勤務間インターバルを確保できなかった場合に対応できる選択肢を増やした。
勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施	医師	医師の当直従事間隔が短い場合があり、医師の負担となっている。(2019年度より継続)	事前に医師の予定を確認するとともに、当直従事間隔が3日以上確保できるよう、管理部で毎月当直表を作成し調整を行う。	・医師の当直従事間隔が3日以上確保できるよう毎月当直表を作成した。 ・シフト作成の段階で間隔が3日以上確保できなかった月は無かった。
複数主治医制の実施	医師	各診療科においてチーム医療・複数主治医制の推進が必要である。	引き続き、チーム医療・複数主治医制を推進していくとともに、診療科の枠を越えた更なる連携等の強化も検討していく。	昨年度に引き続き、診療科部長を中心にチーム医療・複数主治医制を推進した。
医師の業務のタスクシフト等	医師	診断書作成やカルテ入力など、事務作業が医師の負担となっている。	・医師事務作業補助者の業務範囲拡大を検討する。 ・タスクシフト等の状況に応じて、医師事務作業補助者の配置体制強化を検討する。	R7年度に医師事務作業補助者を2～3名程度増やすべく、体制強化に向け雇用を促進し、2名の新卒者の採用を行った。
		医療行為についても、他の医療職へタスクシフト等を推進する必要がある。	・現行制度の下でタスクシフト可能な業務について整理する。 ・医師の特定行為等を行うことができる看護師・コメディカルの育成をさらに推進する。 ・教育機関・特定行為研修等へ継続的に看護師、コメディカルを派遣する。 ・遠隔ICU事業を推進し、医療の質向上及び医師の負担軽減の体制を継続する。	・「末梢留置型中心静脈注射用カテーテル(PICC)管理」に関する研修へ看護師1名を派遣した。 ・R5年度からの周麻看護師への進学者が今年度で課程を修了するため、R7年度は周麻看護師が2名になる予定。 ・タスク・シフト/シェアに関する講習会等へのコメディカルの派遣…診療放射線技師8名(今年度で全て終了) ・遠隔ICU事業は継続し、負担軽減の体制を維持する。
看護職員等の負担軽減	看護職員等	・看護師業務の負担軽減に向け、看護補助者の配置を継続する必要がある。 ・夜勤が看護師の負担となっている。 ・病棟面会者へのセキュリティ解除の対応が負担となっている。	・病棟の状況に応じて看護補助者を適正に配置し、柔軟な勤務時間の導入など効率的な執行体制を確保する。 ・柔軟な働き方を選択し、看護師の夜勤回数を軽減できる体制として、急性期3病棟で試行中の夜勤専従看護師について、希望者が実施できる体制を継続する。 ・病院経営の状況を考慮しつつ、看護補助者の適正配置を継続する。 ・ハローワークにて面接及び相談会を実施する等、職種に応じた募集方法や募集時期を検討し、必要な人材を確保する。 ・面会受付の手続きの際、面会者に病棟のセキュリティ解除を設定したカードを貸与することで、看護職員等の負担軽減を図る。	・看護補助者は、R7年度からサブリーダー、リーダー職を設定し、役割の明確化を図ることで、師長等との業務調整を円滑に行うための体制を整えた。 ・急性期3病棟での夜勤専従看護師の試行体制は今後も継続する。 ・ハローワークにて相談及び面接会並びに見学会を8月～9月に実施し、看護補助者の採用を行うことができた。 ・面会者に病棟のセキュリティ解除を設定したカードを貸与することは、コロナやインフルエンザ等の発生もあり、開始時期は改めて検討するが、貸与カードの確保は可能な状態である。
賃金の改善	看護職員等	物価高騰の状況等は、医療分野におけるサービス提供や人材確保にも大きな影響を与えており、賃上げを実現させ、適正な人材の確保が必要である。	今年度の診療報酬改定では、医療現場での人材確保や賃上げに向けた取組みとして、賃金の改善を実施する場合の評価として「ベースアップ評価料」が新設された。 当院では、以下3項目の施設基準の届出を行い、各評価料の実績は全て賃上げに反映させる。 ・外来・在宅ベースアップ評価料(I) ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I) ・入院ベースアップ評価料	「ベースアップ評価料」の算定見込額(R6.12月時点) R6: 6,185万円(算定期間10か月) R7: 7,564万円(算定期間12か月) 【参考】 ・外来・在宅ベースアップ評価料(I) : 初診時6点、再診時2点 ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I) : 初診時10点、再診時2点 ・入院ベースアップ評価料82: 82点
育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用	全職員	育児・介護中の職員に対し必要な支援を行い、離職等を防ぐ必要がある。	支援制度の周知や丁寧な説明、職場復帰セミナー等を活用し、育児・介護中の職員に対し、引き続き必要な支援の周知を図る。	・職場復帰セミナーは対象者に周知し9月に実施。 ・支援制度等の説明は、随時個別対応も行った。
院内保育所の設置	全職員	・院内保育所を設置し、育児中の職員を支援する必要がある。 ※院内保育所の概要 入所要件: 0から2歳児まで 保育区分: 昼間保育、延長保育、夜間通し保育 ・コロナで院内保育所の利用ができなくなった場合に備えて、院内保育所以外にも保育の場所を確保する。	・院内保育を継続して実施する。 ・横浜市立大学附属市民総合医療センターの院内保育所の相互利用に関する協定を継続する。	・院内保育利用者数4名 ・横浜市立市民総合医療センターの院内保育所の相互利用に関する協定を継続する。
(全職員の業務負担軽減に向けた)病院DX推進基本方針の推進	全職員	職員の業務負担軽減・労働生産性向上、医療の質向上を実現させる必要がある。	・職員の負担軽減や業務効率化を図るべく、病院全体でDX推進室(仮)の新設に向け、昨年度末にDX推進基本方針を策定したため、基本方針を基に多職種による院内推進体制(委員会等)を整備し、ロードマップ等を作成する。 ・事務処理を含め、手作業や紙運用で行っている内容を中心に、AIの導入有無等を検討する。	・一部の診療科等を対象に、動画を活用した患者説明ツール及び会議録自動生成ツールの導入を検討(令和7年2月に実証実験予定)。 ・上記実証実験用デバイスとして、一部の部門においてスマートフォン及びタブレット端末を導入予定。 ・業務用チャットツールの導入に向けた課題整理等を検討した。 ・電子処方箋管理サービスの令和7年度の運用開始に向け、システムモジュールの調達やマスタ整備などシステム構築の一部を実施予定。